等の発行•保有に関する会計処電子記録移転有価証券表示権利

、検討—ASBJ

去る6月12日、企業会計基準

準委員会を開催した。6月15日 発行・保有等について、審議が ると、主に電子記録移転権利の 委員会は第435回企業会計基 にASBJが公表した資料によ

主な内容は次のとおり。

検討の進め方

取引業等に関する内閣府令1条 確認されている。 の取扱いを明らかにすることが または保有する場合の会計処理 移転有価証券表示権利等を発行 務対応報告において、金融商品 報ダイジェスト参照)にて、実 年6月1日号 (№1579) 4項17号に定義される電子記録 第431回親委員会(2020

が示され、審議が行われた。 む内容について次の事務局提案 実務対応報告に盛り込

電子記録移転有価証券表示権利

等を発行する場合の会計処理 基本的な考え方

項において有価証券とみなされ 既存の金融商品取引法2条2

> 行する場合と同様に行う。 る権利(みなし有価証券)を発

対象となる事業体等の範囲

等)による発行の会計処理につ は定めない。 えられるが、具体的な会計処理 など(株式会社以外の事業体 いて、①と同様とすることが考 合同会社や民法上の任意組合

ジェクトの範囲を越えることに 券を発行する場合の会計処理は なることなどが挙げられている。 を明らかにすることは本プロ 必ずしも明らかではなく、これ 以外の事業体等がみなし有価証 その理由としては、株式会社 提供する権利が付与される場 権利等に財またはサービスを 電子記録移転有価証券表示

り扱わない)。 乏しくないケースについては取 処理することとする(重要性が 株主との資本取引とはせず費用 て払込資本を計上する。また、 しいときには、払込金額によっ 払込金額に占める重要性が乏

検討することを記載する。 有価証券表示権利等の発行

電子記録移転有価証券表示権利

等を保有する場合の会計処理

認識のタイミング

においては、現行の有価証券の どおりとすることのみを示す。 る認識および消滅の認識の原則 商品に関する会計基準」におけ すべて準用できないと考えられる は、当該権利等の私法上の取扱 ため、企業会計基準10号「金融 認識および消滅の認識の定めを いが必ずしも明らかではない現状 認識および消滅の認識について

(2) 期末評価

する。 かどうかを検討することを記載 が、実務対応報告の結論の背景 ては、電子記録移転権利に該当 が生じた場合には、審議を行う において、今後、新たなニーズ においては、当面取り扱わない の形成が行われていない現時点 の出資に関する期末評価につい 会計処理と同様とする。組合へ する組合への出資について市場 原則として既存の有価証券の

暗号資産建の電子記録移転

今後、新たなニーズが生じた場 応報告の結論の背景において、 合には、審議を行うかどうかを 当面取り扱わないが、実務対

法

押印についてのQ&A、公表

内閣府、法務省、経産省

見直しに向けた自律的な取組み れたもので、全部で6問ある。 が進むことを目的として作成さ おける押印慣行について、その ていると指摘されている民間に てのQ&A」を公表した。 省、経済産業省は「押印につい テレワークの推進の障害になっ 去る6月19日、内閣府、法務

文書の成立の真正

には、作成名義人が真実の作成 したものとして証拠になるため 私文書が作成者の認識等を示

担が軽減される (問2)。 立したものと推定する」と規定 る文書は、「真正に成立した_ による押印があれば、証明の負 上争いとなった場合でも、本人 されており、文書の真正が裁判 は押印があるときは、真正に成 文書は、本人 [中略] の署名マ で、民事訴訟法28条4項は「私 ものとして取り扱われる。ここ が必要であり、これが認められ 者であることが立証されること 方、文書の真正な成立は、

> 不要な押印を省略する、あるい 押印を得ることにこだわらず、 点からは、必ずしも本人による ことになれば万全ではない。 られる (問3)。 いうことが有意義であると考え は押印以外の手段で代替すると も、相手方の反証が可能という の意味で、テレワーク推進の観 文書の成立の真正の証明手段 押印に代わり、文書の成立の

れている。 6では次のようなものが挙げら 真正を証明する手段として、問

1 継続的な取引関係がある場

取引先とのメールのメールア ドレス・本文および日時等、 送受信記録の保存

2 新規に取引関係に入る場合

契約締結前段階での本人確認 情報の記録・保存

本人確認情報の入手過程の記 録・保存

文書や契約の成立過程の保存

3 スの活用 電子署名や電子認証サービ

本人による押印があったとして できないものではない。しかし、 本人による押印がなければ立証

「バイデン大統領」の経済政策

しくないようだ。 く、仮ンプ大統領の選挙戦情勢は思わ 向に動月に迫っているが、現職のトラ も、反果に追っているが、現職のトラ も、反

「リアル・クリア・ポリティックス」によると、6月1日からクス」によると、6月1日から16日まで行った世論調査の支持を平均は、民主党のバイデン候補が9・5ポイントの候補が9・5ポイントのには約5ポイントの差だったが、6月に入って広がった。ただバイデン氏支持の動きが拡大したわけではないとの見方もあしたわけではないとの見方もある。

から全米に広がったデモに対す押さえつけられて死亡した事件また黒人男性が警察官に首を

得ない状況になっている。も、反トランプ感情を高める方向に動いた。選挙戦も残り少なした場合の影響も想定せざるをした場合の影響も想定せざるをした場合の影響も想定せざるを

正される。 には修正が加えられると想 定される。。 には修正が加えられると想 を満げて当選した。こうした の策には修正が加えられると想 を満げて当選した。こうした の策には修正が加えられると想 をある。。

感染症対策と経済対策の二律 背反関係については、トランプ が、バイデン氏は感染症対策重 視の姿勢である。この意味でも、 視の姿勢である。この意味でも、 地めがかかりそうだ。残りの選 上めがかかりそうだ。残りの選 が、経済政策に関するバイデン氏の発言が注目される。

ポジティブ・

金曜の夕飯は、フライでないと

江口 毅

自宅で過ごす時間が長くなり、自宅で過ごす時間が長くなり、たことを数年間なおざりにしていたことをました。 大量の本と雑誌を3分ました。 大量の本と雑誌を3分かで眠っていたものも相当処分しました。 おかげで先行きのみえました。おかげでも気持ちが少し晴れやかになりました。

ではいまいました。 の細々としたこと以外やることが が表が表が表がまり、カーテンを洗ったり、 のになど思いました。 でいましたりでいました。 でいましたりでいました。 でいましたり、 がスッキリするのだなと思いました。 でいました。 でいましたり、 貯金箱のお金 のを埋をしたり、 貯金箱のお金

か!」、「オイスターソース炒めにたい。今まで月に2、3回、自ました。今まで月に2、3回、自ました。今までしたが、レシピをみて作ってみることにしました。今はインターることにしました。今まで月に2、3回、自ました。今まで月に2、3回、自ました。今まで月に2、3回、自ました。将理を始めることにし

生姜を入れるだけで、こんなに味生姜を入れるだけで、こんなに味が変わるのか!」、「バターとポンが変わるのか!」、「バターとポン酢が合うなんて知らなかった!」、「煮物って、こんなに砂糖を入れるだ!」など、日々新鮮な驚きと発見が続いています。今まで家の内外にかかわらず、「作ってもらうから料理は美味しいんだ」と思っていましたが、こんな面白い世界があるのかと考えを改めました。他にも、シンクやコンロ周りをピカピカピカに磨くのも楽しいです。キッチンがすっきりしていです。キッチンがすっきりしていて綺麗な状態だと、不思議と気分がよくなります。

筆者の料理は一例ですが、自 筆者の料理は一例ですが、自 を見に喜びを感じることはでき なと思います。そのきっかけは、 なと思います。そのきっかけは、 なと思います。そのきっかけは、 かもしれませんし、家族が読んで かもしれませんし、小さい頃にやりたかった ことを思い出すことかもしれません。

というのも人生の喜びに関係して料理の話に戻りますが、「配合」をるという声をよく耳にしますが、人生の喜びは案外目の前になが、人生の喜びは案外目の前にが、人生の喜びは案外目の前にが、人生の喜びにいるから退屈だ、外に

いると思います。ご存知のとおり、発明や芸術がゼロから生みい。 BとCを融合を付け合わせたものは存在しない。 BとCを融合したものは存在しない。 BとCを融合したものは存在しない。 そういう組み合せをしたらい。 そういう組み合せをしたい。 そんな発想が新たな発明や芸術を作り出しているのだと思いか。 そんな発想が新たな発明や芸術を作り出しているのだと思いか。 そんな発想が新たな発明やます。

それは私たちの人生や生活も同じではないでしょうか。何でもたり組み合わせたりしてみることで、新鮮な驚きや発見を得られるかもしれません。そのようなあるかもしれません。そのようなで、新鮮な驚きや発見を得られるかもしれません。

胸はキッチンで踊るのでしょう。 場げ物は油のなかで踊り、筆者のな驚きや発見があるのでしょう。 な驚きや発見があるのでしょう。 す。初心者にとって揚げ物は勇気 す。では、金曜日の夜は初めてのさて、金曜日の夜は初めての

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日 付	法 規 等	出所	備考	掲載号
2020年6月22日	業種別委員会実務指針第61号 「仮想通貨交換業者の財務諸表 監査に関する実務指針」の改正	JICPA	2020年5月1日に施行された改正資金決済法を踏まえたもの。あわせて専門業務実務指針4461も改正されている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-9-61-2-20200622.pdf	_
2020年6月23日	「発行者以外の者による株券等 の公開買付けの開示に関する内 閣府令」等の改正案等	金融庁	関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、取りまとめられたもの。公開買付開始公告の掲載事項の簡素化等について盛り込まれている。コメント期限は7月27日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200623/20200623.html	

めて積極的な財政・金融政策の かに非常時とはいえ過剰対応 の再拡大、 動である。 番支えているのは、 財政出動、といった政策は、 現金給付による所得補償な 金融資産の直接購 超低金利、 各国の極 量的緩 いる。

字が極端に悪くても、 は驚かないのである。 ている。 になるという感触も広がってき もちろん、 そのため過去の実績数 市場の株価予想を 株式市場 加し、

株式市場内外の変動要因に個人 投資家が積極的に株式市場へ参 投資家がどう対応するかが、 分承知しているはずだ。 の第2波が到来するリスクも十 ファンダメンタルズが極端に悪 いるといわれる。 の左右につながるとみられて 新型コロナウイルス感染症 株価への影響力を増して 彼らは株価の 今後は

するものと考えられる。 4月~6月が経済活動のボトム 的な株価指数の立ち直りを示唆 も珍しくなかった。これは代表 が続々と採られているため、 各国で経済活動の規制緩和措

価指数と株価方向が逆になる日

えているとの声もある。 自宅滞在を余儀なくされた個人 いるとされ、 クスをMMTの模範としてみて 現在、日米ともにコロナ禍で 部のMMT支持者はアベノミ 日本株の堅調を支

圏に入ってきた。市場代表の株 場の株価は下げ幅を埋め、 る新興市場(マザーズ、 られる。その象徴が日米におけ は底堅いものを感じていたとみ 方向感を探ってきたが、底流に ガス抜きになったとされる。 AQ)の強さである。 **[の市場は株価乱高下のなかで** 新興市 N A S 高値 各 てきた M M T て主流派からは問題外扱いされ

制度理事会(FRB)のパウエ 題ないというもの) がここへき 支出・財政赤字を拡大しても問 主張の中心は独自通貨をもつ国 いう見方が出ているのである。 ル議長がMMTに傾いていると て注目されてきた。 は自国通貨の発行によって財政 米連邦準備

か? これから個人投資家はどう動

6月中旬

の株価調整は格好

の

また、

金融政策の考え方とし

ではないかという見方もある。

経理用語の豆知識

V

会計上の見積りに関する開示

会計上の見積りは、入手可能な情報に基づいて合理的 な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金 額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財 務諸表作成時にどの程度入手可能であるかはさまざまで あり、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度もさま ざまである。したがって、財務諸表に計上した金額のみで は、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響 を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解 することが困難である。

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りに よるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクがある項目を識別し、会計上の見積りの内容を表 す項目名を注記する。注記には、①当年度の財務諸表に計 上した金額、②会計上の見積りの内容について財務諸表 利用者の理解に資するその他の情報(算出方法、主要な仮 定、翌年度への影響)が記載される。

監査上の主要な検討事項の決定プロセス

(現代貨幣理論

「監査上の主要な検討事項」は、①監査人は、監査役等 とコミュニケーションを行った事項のなかから、財務諸表 の監査において、特に注意を払った事項を決定する、②監 査人は、①の特に注意を払った事項のなかから、当年度の 財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要 であると判断した事項を「監査上の主要な検討事項」とし て決定する、というプロセスを経て絞り込みを行うことに より決定される。特に注意を払った事項には、特別な検討 を必要とするリスク、会計上の見積りを含む経営者の重要 な判断を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の重要な 判断、当年度において発生した重要な事象等を考慮する。

計画した監査の範囲と実施時期の説明をする際、「監 査上の主要な検討事項」となる可能性のある事項につい て監査役等とコミュニケーションを行うことは有用であり、 「監査上の主要な検討事項」の最終的な決定は、監査の 実施過程を通じて入手した証拠に基づいて行われる。